(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、環境省のレッドリストに準絶滅危惧として掲載されているオオムラサキが生息するとされる地域の一部が確認されているが、本件事業はその生息地のほとんどをトンネル構造で通過する計画としており、極力、生息環境の改変を行わないものとしていることから、影響は軽微なものと認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち1箇所については発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。起業者は、残る2箇所についても熊本県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか西側ルート案及び東側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積及び支障物件が最も多いものの、全体延長及び構造物の施工延長が最も短くなること、経済的にも最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、水俣市長を会長とする南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県葦北郡芦北町役場及び津奈木町役場

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字引川内並びに大字千代字太郎石、字千代原、字神前、字松原、字上門、字下門、字原田及び字湯尻地内

○国土交通省告示第千二百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

猫谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の猫谷川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千九十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

香川県丸亀市綾歌町栗熊西

字椿谷　六八番一　一号

八一番一　三号

字畦田　四六番三　二号

字一ノ坂　九九番一地先道路敷　四号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西脇川

二　砂防法第二条の土地の表示

香川県坂出市王越町乃生字西鼻二〇〇〇番内三等三角点乃生岬を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第五十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から七八度三八分五五秒

七九六・七一六メートルの地点　一号

標柱一号から二五七度四四分四四秒

六七・五〇九メートルの地点　二号

標柱二号から二五〇度一九分五三秒

二三一・九五九メートルの地点　三号

標柱三号から二一五度〇七分二四秒

三八・二八〇メートルの地点　四号

標柱四号から一九七度五二分二三秒

四七・二四八メートルの地点　五号

標柱五号から二三〇度一六分四七秒

五八・五五五メートルの地点　六号

標柱六号から二一三度三一分四一秒

七五・一一〇メートルの地点　七号

標柱七号から二八九度一五分四三秒

一一八・〇七六メートルの地点　八号

標柱八号から三五五度〇八分五五秒

一八・九〇七メートルの地点　九号

標柱九号から五四度〇〇分一六秒

一〇二・七一七メートルの地点　十号

標柱十号から一三五度五七分四三秒

五二・九三八メートルの地点　十一号

標柱十一号から六二度二八分五二秒

五一・六一五メートルの地点　十二号

標柱十二号から二五度三〇分三一秒

六二・五七六メートルの地点　十三号

標柱十三号から四六度五二分三七秒

二〇・六一七メートルの地点　十四号

標柱十四号から九一度五四分二六秒

一〇・四五七メートルの地点　十五号

標柱十五号から四九度四五分五四秒

四五・〇四六メートルの地点　十六号

標柱十六号から八三度五〇分五一秒

七八・五五三メートルの地点　十七号

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬居川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県坂出市瀬居町

字竹ノ浦　六七九番一　一号

五二六番一　二号

五一三番　三号

五七四番二　四号

五七〇番・五七一番合併　五号

五六三番　六号

五九七番　七号

六〇八番　八号

六〇七番　九号

六四〇番　十号